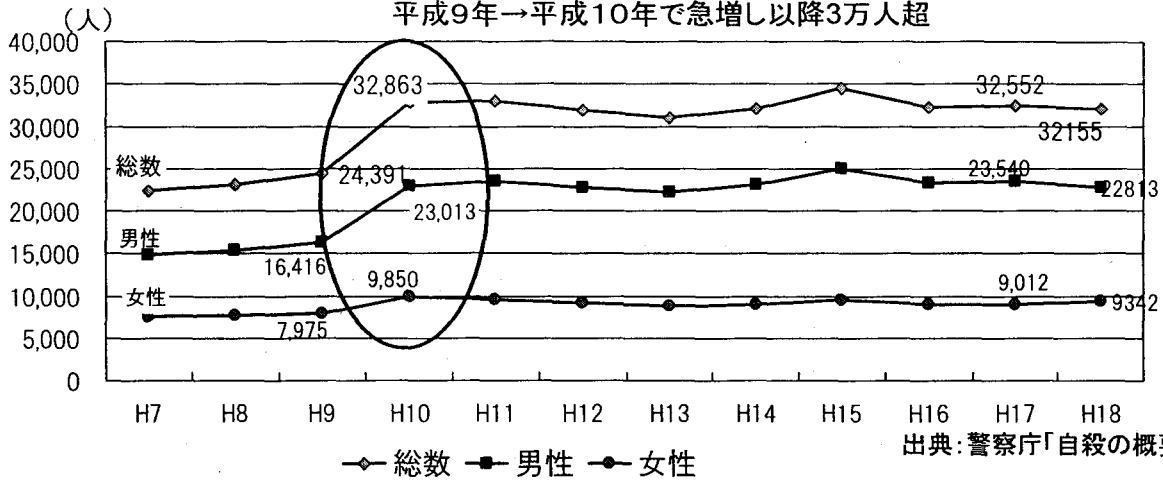


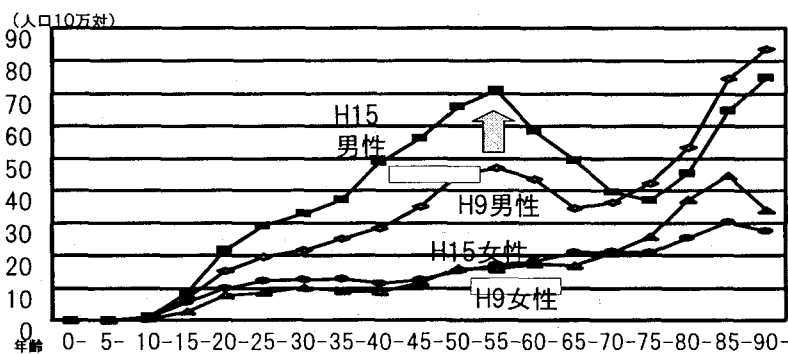
# 近年の自殺者数の推移

平成9年→平成10年で急増し以降3万人超



## 各年齢層における自殺率の変化

働きざかりの世代の自殺率がこれほど急激に上昇に転じた例は世界的に見てもほとんどない!



22

### 現在十分対応できていない問題

- 制度の外にあるニーズ(ゴミだし、電球の交換 等)
- 制度の谷間の者(軽度障害、一時的要支援 等)
- 孤立への対応(見守り、声かけ 等)
- 社会から排除されやすい人々の社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の問題

### 特に支援が必要な人々

ひとり暮らし、あるいは家族がいても支えにならず、その上地域から孤立していたり、自ら問題解決に向かうことができない人々については、特に意識して周囲から働きかけ、必要な支援に結びつけることがないと、問題が潜在化、深刻化する。(家族や友人、地域などの身近なセーフティネットがうまく働かない状態にある人々)

ひとり暮らしである  
\* 本人の訴えがないと問題が見えない  
あるいは

家族がいるが支えにならない  
\* かえって周囲が関与しにくい  
\* 問題が重なり合い増幅することがある

○自分で問題解決できない、自分から助けを求めない  
○地域から孤立。偏見にさらされている  
○低所得であることが多い

日常的な関係づくり等の要  
援者支援の必要

(例えば)

- 一人暮らしで、消費者被害にあっても自覚がない。
- 一人暮らしで、困ったときに手助けを頼める関係を持っていない。
- 長期失業で引きこもってしまい親族や地域の付き合いが断絶し、身近に手助けを求められる人がいない。
- 認知症の母と精神障害の息子の世帯で、問題が生じてもどちらも問題解決能力がなく解決に向かえない
- 家族による虐待や権利侵害があるが、サービス利用を拒絶し外との接触をもたない。

など

23

# 生活を通じて支援する

○「機能」→「活動」と「参加」の重視

○「意欲を引き出す」アプローチ：  
「暮らしの中で支える」

○リハビリテーションの重視

24

## これまでの研究会の主な内容

回	テーマと主な意見	既存施策のレビュー
第2回	<p>【テーマ：地域福祉が取り組むべき課題】 〈主な意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の要支援者像 ひとり暮らし、あるいは家族がいても支えにならず、その上、地域から孤立していたり、判断能力が不十分等により自ら問題解決に向かうことができない状態にある人々</li> <li>○地域の問題としてあげられたこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の狭間にある者(地域の要支援者)への対応</li> <li>・既存施策では応えきれないニーズの存在</li> <li>・地域の意識から生まれる問題の存在</li> <li>・総合的な対応の不十分さから生まれる問題の存在 等</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉協議会
第3回	<p>【テーマ：地域の要支援者への支援のあり方について】 〈主な意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援において必要な視点について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域での自立とは何であるか」を明らかに</li> <li>・生活リスクマネジメント、ケアパリティ支援</li> <li>・ひとりひとりのつながりを見る、近隣・家族のつながりを切らないように 等</li> </ul> </li> <li>○支援の具体的な方法について <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期発見・予防、助けを求める力のない人に対応、生活全体をずっと見ていく支援</li> <li>・サービスへのアクセス支援</li> <li>・サービスと生活の総合性の関係整理</li> <li>・要支援が利用者でなくボランティアとして参加する形</li> <li>・サービス利用に左右されない地域との関係づくり 等</li> </ul> </li> </ul>	民生委員・児童委員

25

回	テーマと主な意見	既存施策のレビュー
	<p>○要支援者を含む地域の人々に対する働きかけ、地域の活動のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助けられ上手教育</li> <li>・知識の正しい周知、事前の認識</li> <li>・災害時支援等にもつながる日常の顔のみえる関係づくり</li> <li>・地域が持つべき機能(発見、相談、見守り等)を情報面から考え直す</li> <li>・新しい互酬性の仕組みを考える</li> <li>・監視から見守りへ 等</li> </ul>	

第4回研究会の論点

【テーマ:地域福祉を進めるためのシステムのあり方について

～地域福祉をさらに発展させるためにはどうすればよいか～】

○ 地域の範囲をどう考えるか

小地域、声かけ、見守りができる範囲、区域のズレ 等

○ ネットワークをどう作るか

自治体・町内会・NPO・ボランティア等の地域資源 等

○ 見つけにくいニーズをどう発見するか

マンション居住者、孤立・ひきこもり、個人情報保護 等

○ 専門職や事業者との関係はどうあるべきか

専門職によるコーディネート機能 等

○ 活動の拠点について

公民館、空き店舗等の活用 等

# 地域福祉の振興ために —既存の制度の再構築—

○民生委員

\*

○ボランティア

○社会福祉協議会

\*

○サービス利用支援:「権利擁護事業」

○生活福祉資金

\*

○地域福祉計画

○共同募金

28

## 民生委員の現状

○ 委嘱者数

226,613人(平成18年3月31日現在)

○ 性別

男性41.6% 女性58.4%

※従来は男性が多かったが、平成7年に女性の数が上回る

○ 年齢

60～69歳が全体の53.7%、70歳以上が24.6%  
であり、60歳以上が全体の78.3%を占めている。

29

## 活動状況

- 民生委員は調査・実態把握、相談支援を行うほか、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動を行うなど、幅広い活動を行っている。(年間の総活動件数は約3,000万件)
- 相談支援活動については、784万件を超えており、
  - ① 分野別では、「高齢者に関すること」が54.6%と半数を超え、「子どもに関すること」が17.8%、「障害者に関すること」が7.2%となっている。
  - ② 内容別では、日常的な支援、在宅福祉、健康・保健医療、児童関係など幅広い相談を行っている。

30

## 活動日数

- 民生委員1人の1月当たりの活動
  - ・相談支援件数が約3件
  - ・訪問連絡調整回数が約17件
  - ・その他の活動件数が約8件

1月当たりの平均活動日数は、13.2日となっている。

31

## 福祉サービス利用援助事業の位置づけ

### <背景>

- 平成12年介護保険制度の導入、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行により、福祉サービスが措置から利用へと移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みが求められた。
- 一方、近年、地域では、一人暮らし高齢者世帯の増加、地域生活に移行する精神・知的障害者の増加が見込まれており、これらの人々を標的とした詐欺行為等の増加の危惧。
- 地域での生活は、あらかじめ必要なものが用意され、安心と安全が担保されている施設とは異なり、資源が多様で点在しており、うまく活用できない場合には生活を円滑に営めない。また、自分の身を自分で守ることも求められる。そのため、「地域」において、自立した生活を行うためには、「福祉サービスを含め、生活に必要な資源を活用できる」「収入や資産に見合った生活費の管理ができる」「困ったときに自分から助けを求めることができる」ことが必要であるが、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な状態にある人々の中には、これらを自分だけでは十分に行えず、他からの支援を必要とする人々が少なからず存在。
- また、このような人々は、契約変更や料金の支払いなどに対応できず、サービス利用の上での困難事例になりやすいことから、サービス提供事業者等にとってもその部分を支援する仕組みが必要。

32

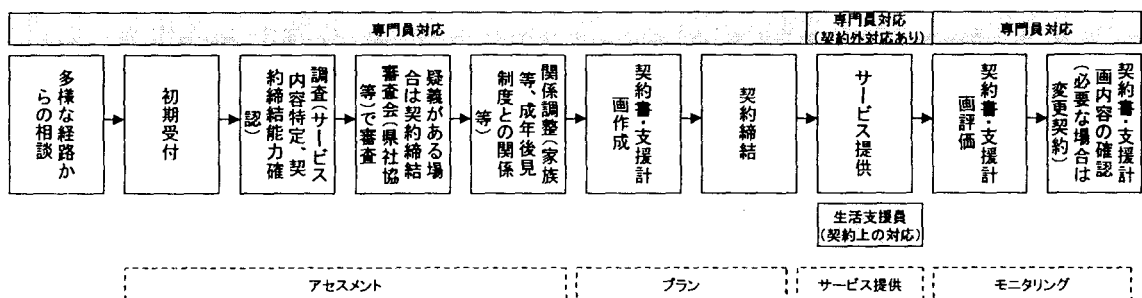
### 提供

#### 担い手・実施方法

- 専門員(原則常勤)と生活支援員(非常勤)により実施。  
\* 全国596カ所の基幹的社協等に866人の専門員と10,847人の生活支援員が配置。
- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行い、生活支援員は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供。

### 実施

#### 援助のプロセス



\* 介護保険法、障害者自立支援法のケアマネジメントと同様のプロセス

33



### 事業の効果

- 福祉サービス等の利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理を実施することにより、個別のサービス利用では問題解決しない利用者層にアプローチしている。
- 本事業により親族による金銭搾取等や消費者被害が発見されており、副次的効果としての見守り機能が大きい。
- 利用料の支払いが遅滞する等トラブルになりやすい利用者が円滑にサービス利用できるようになり、事業者にとっての困難ケース解消につながっている。
- 利用者の状態変化に対応して成年後見制度につなぐとともに、その利用手続きを援助することにより、成年後見制度の利用に寄与。

### 課題点

- 全国的にみると、相談件数、利用契約者数は年々増加しているが、実施主体間の格差が大きい。
- 本事業の対象と考えられる「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者」の数を339,000人と推計すると、平成18年度末実利用者数は、その6.5%にすぎず、まだまだ不十分といわざるを得ない。

34

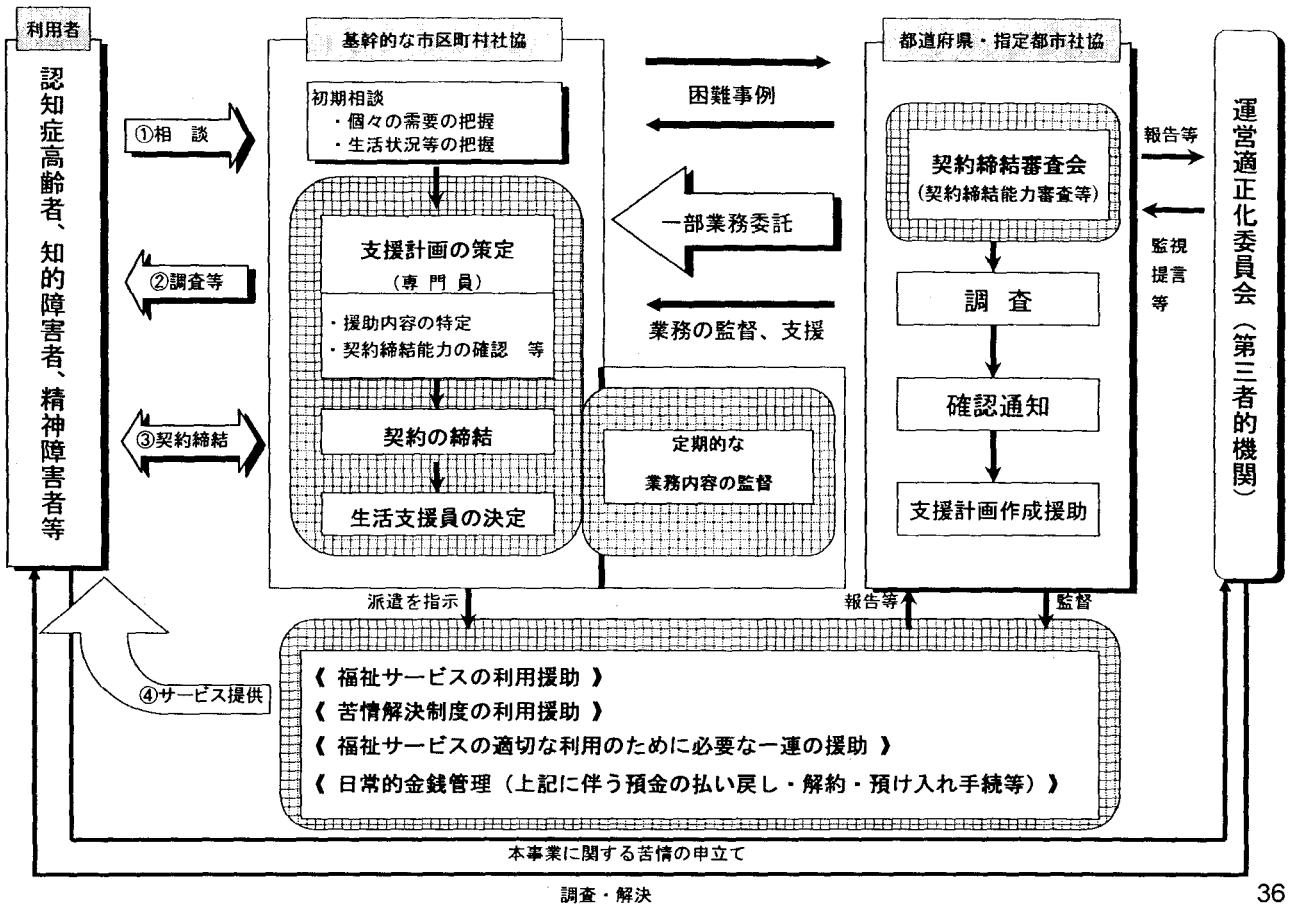


### 今後に向けて

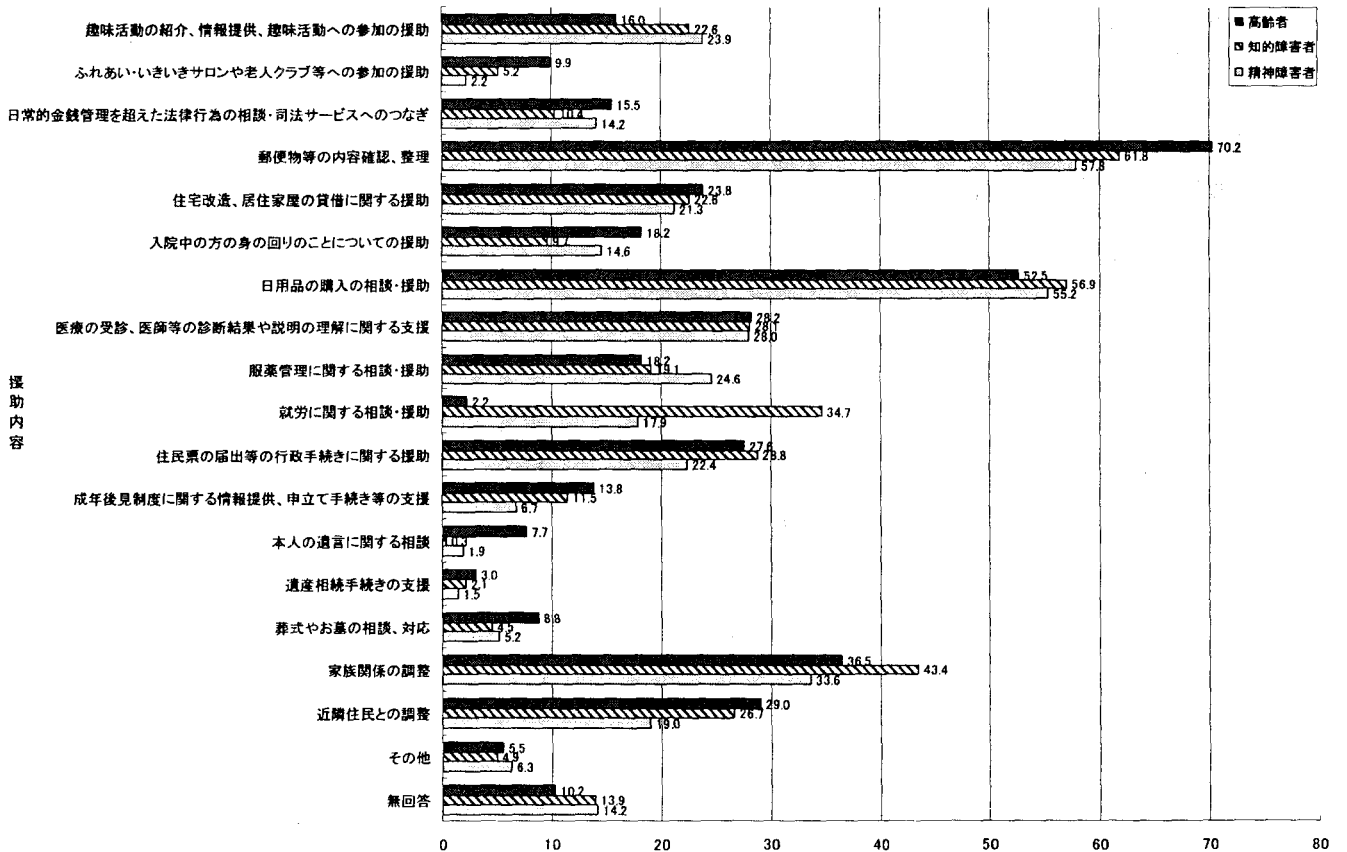
- 日常生活自立支援事業の現状をみると、郵便物の確認・整理や通院の調整など、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらない支援が実施されている。
- また、本人の判断能力が不十分なため、まずは本事業のサービスの必要性について本人の自覚を促すための相談が必要であり、契約に至らない場合であっても関わりを継続して見守るなど、要支援者の日常生活の継続にとって本事業の相談の果たす役割が重要なものとなっている。
- 以上のような現状を踏まえると、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらず、判断能力の不十分な人の日常生活上のニーズを発見し、その判断を支援することにより要支援者の生活を継続的に支える仕組みとすることが必要ではないか。

35

# 日常生活自立支援事業の流れ



# 日常的な金銭管理以外の援助内容





## 日常生活自立支援事業の実施状況

○ 平成11年10月の開始以来、相談件数、契約件数ともに年々増加。平成18年度末現在、事業開始以降の延べ相談件数は約179万件、延べ契約者数は約3.8万件、実利用者数は2.2万人。

全国社会福祉協議会調べ

	延べ相談件数	利用契約者数
平成11年10月～平成12年3月	13,007	327
平成12年度	42,504	1,687
平成13年度	106,676	3,280
平成14年度	159,688	4,631
平成15年度	231,898	6,252
平成16年度	298,084	6,488
平成17年度	402,965	7,247
平成18年度	530,871	7,626
合計	1,785,693	37,538

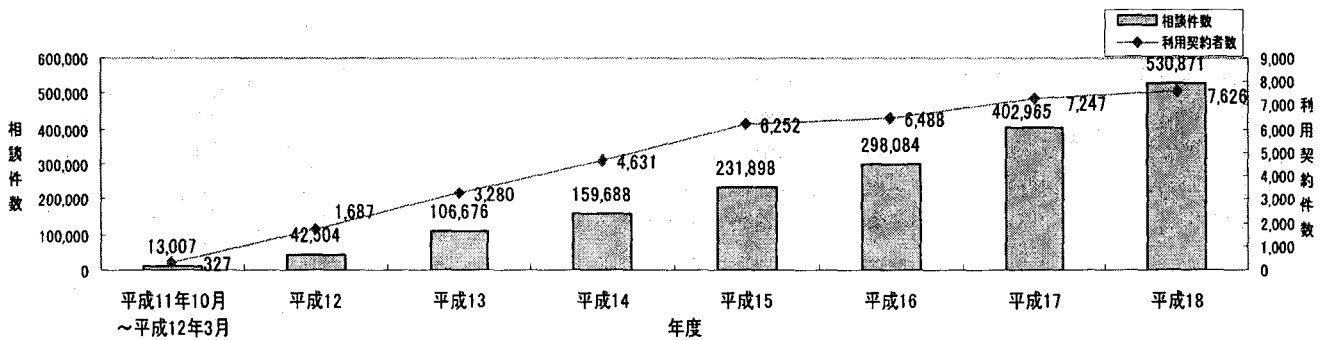
平成18年度末の実利用者数

21,904人

(参考) 平成18年度 対象者別契約状況

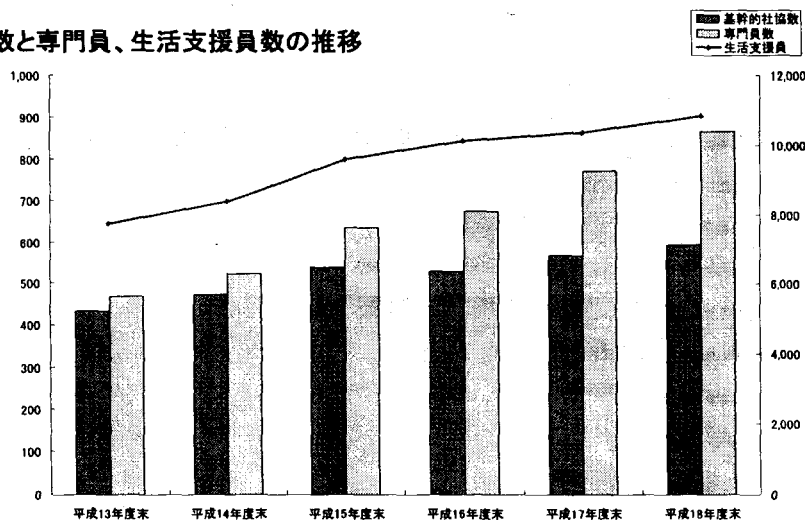
対象者	認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他	計	
					契約件数	うち 生活 保護
契約件数	4,822	1,085	1,282	437	7,626	2,632
構成比(%)	63.2	14.2	16.8	5.8	100	35.0

相談件数・利用契約者数の推移



- 基幹的社協数と専門員、生活支援員数は、年々増加。1ヶ所あたり平均では、平成18年度末現在、専門員は約1.5人、生活支援員は約18人。
- 専門員の雇用形態は、平成17年度末現在、常勤88%(非正規常勤含む。専任47%、兼任53%)、非常勤12%(専任65%、兼任35%)。
- 専門員一人当たりの平均相談件数は、平成18年度末現在、842件、実利用者数36.1人。

基幹的社協数と専門員、生活支援員数の推移

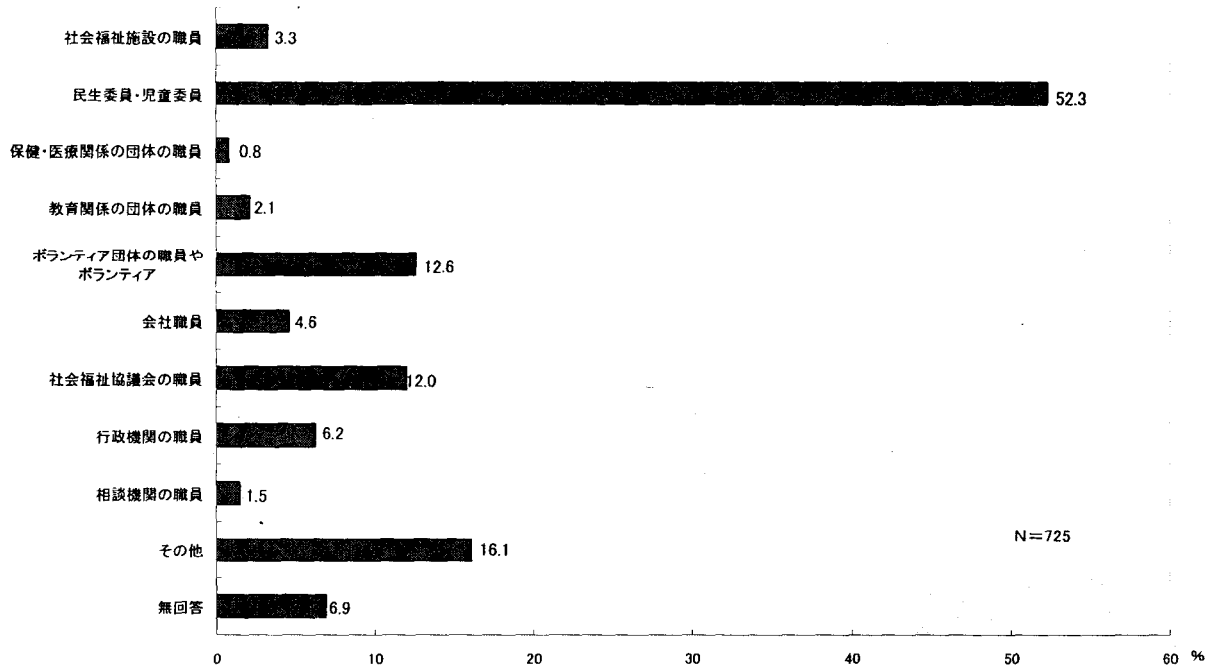


	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
基幹的社協数	433	472	538	530	567	596
専門員数	469	523	635	676	771	866
生活支援員	7,769 (17.94)	8,396 (17.79)	9,602 (17.78)	10,116 (19.09)	10,364 (18.28)	10,847 (18.20)

注. 専門員数及び生活支援員数の下段( )書きは1基幹的社協等あたりの平均人数

○ 生活支援員の半数は、もと民生委員・児童委員。

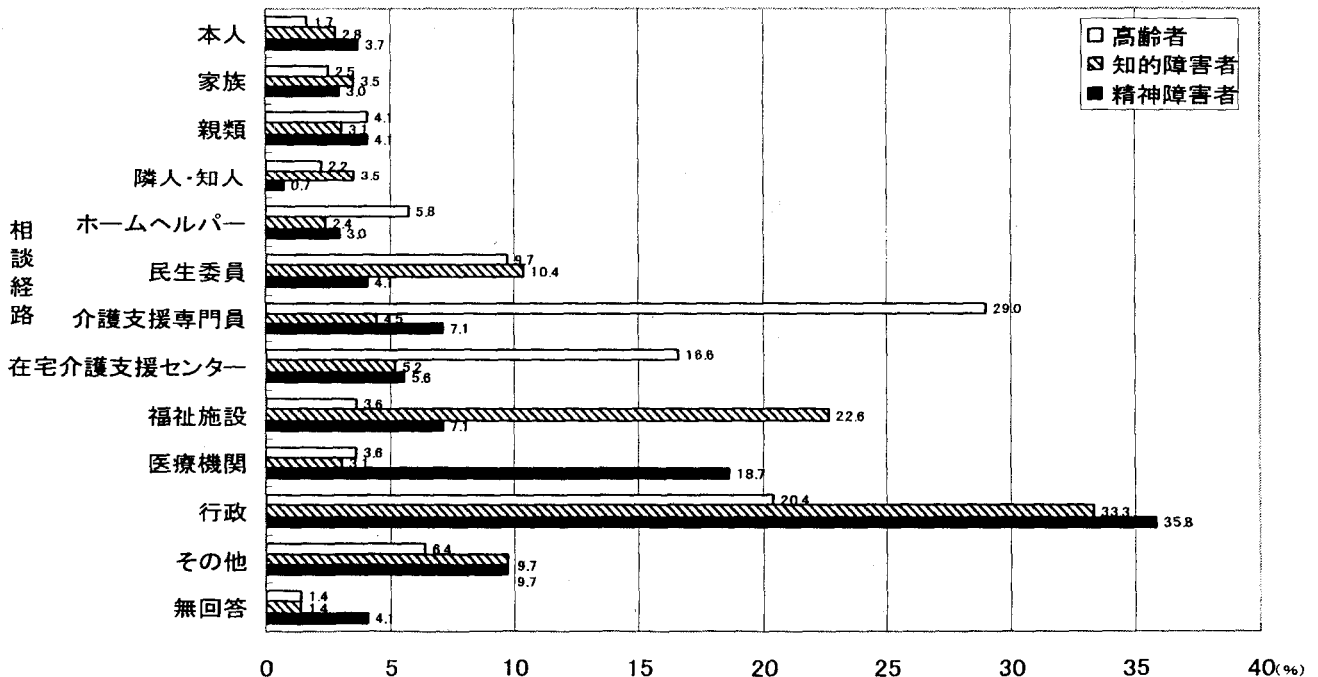
生活支援員になる前の仕事（複数回答）



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書(全国社会福祉協議会)

- 本人からの相談は高齢者、知的障害者、精神障害者いずれも少ない。高齢者は介護支援専門員、知的障害者は行政、福祉施設、精神障害者は行政、次いで医療機関からつながる者が多い。
- サービス料金の滞納や利用上のトラブル等をきっかけに関係機関からつながることが多いという。
- これら必要者が本事業を理解し、契約にいたるための支援が必要であるため、契約以前の専門員による相談等の関わりが重要。

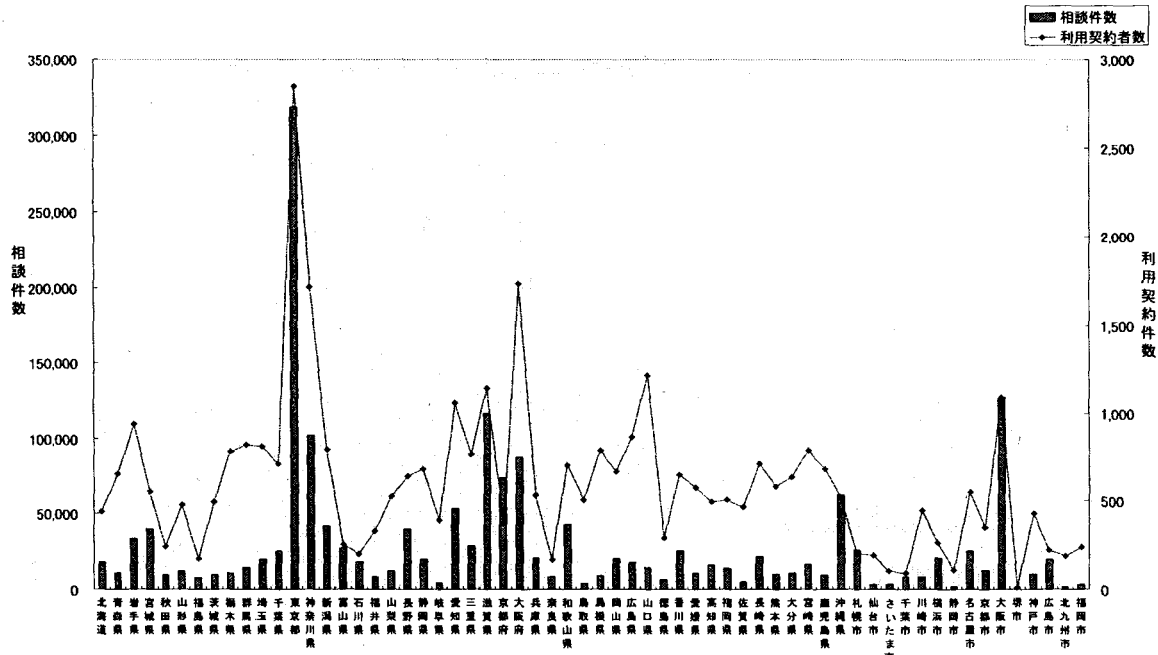
利用者を基幹的社協等につなげる相談経路



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書(全国社会福祉協議会) 41

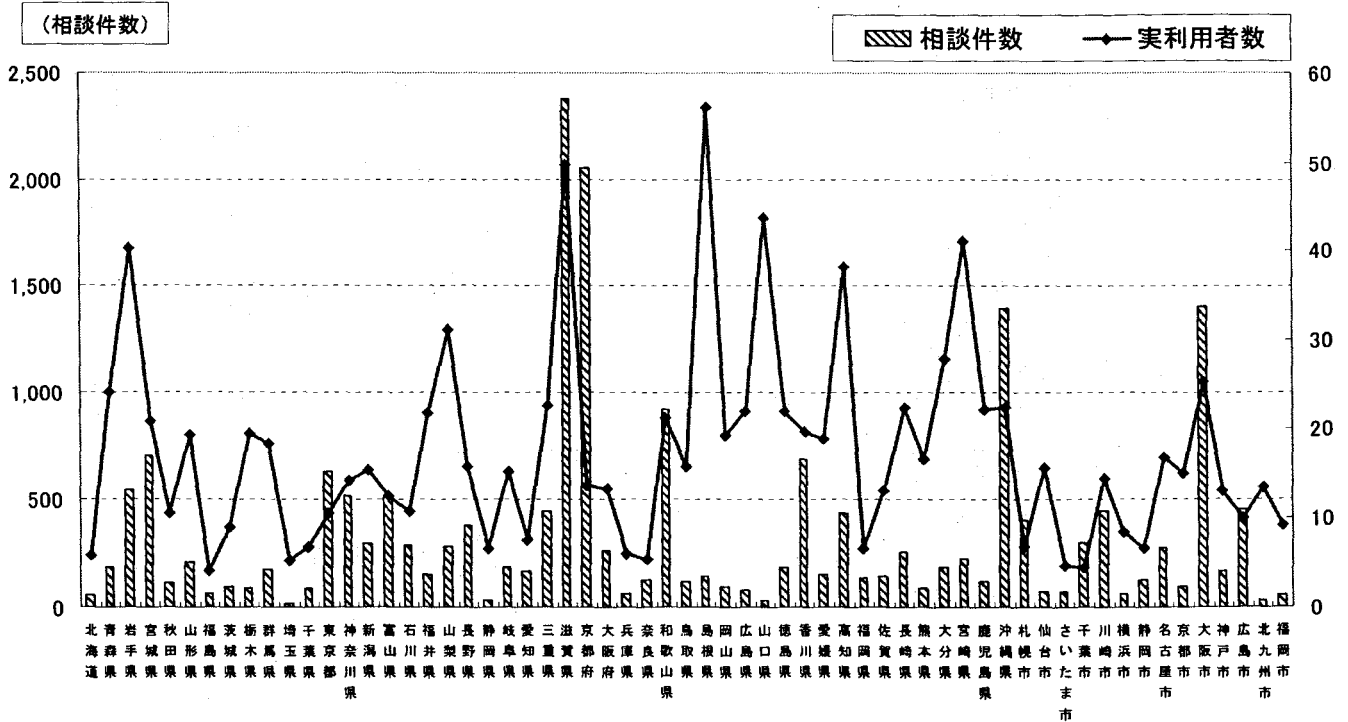
○ 事業開始からの延べ相談件数、利用契約者数は、都道府県、指定都市社会福祉協議会間に格差。

実施主体別延べ相談件数・利用契約者数(平成11年10月～平成19年3月)



○ 人口10万人あたりの実利用者数は、都道府県、指定都市社会福祉協議会ごとにみると、最も多いところと少ないところでは約14倍の開き。

人口10万人あたりの相談件数、実利用者数  
(相談件数は平成17年4月～18年3月末の累計。実利用者数は18年度末現在)



## 地域福祉計画の位置づけ

- 平成12年6月の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定を新たに規定。(第107条、第108条。規定の施行は平成15年4月)
  - \* 地域福祉計画は、行政計画であり、地方公共団体が、地域住民の合意を形成して、地域の実情に応じた地域福祉の推進に自主的かつ積極的に取り組むためのひとつの有力な手段として法定化。
- 策定は、地方自治体の自治事務。「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」から成る。
- 第107条、第108条において、事前・事後の両面にわたって計画策定における手続き上の住民参加を保障。
- 厚生労働省では、都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定する際の参考に資するよう、地域福祉計画の策定に関する指針の在り方について社会保障審議会福祉部会に審議を求め、平成14年1月取りまとめられた同審議会の報告をもって策定指針と位置づけ、各都道府県知事あて技術的助言として通知。「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」平成14年4月1日社会・援護局長通知)

44

## 概要

### 位置づけ

- 平成12年6月の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定を新たに規定
- 行政計画であり、策定は自治事務。
- 「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」から成る。(P6参照)

### 盛り込むべき内容

(市町村地域福祉計画)

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉計画)

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

(P8~9参照)

### 策定手続き

- 事前・事後の両面にわたって計画策定における手続き上の住民参加を保障。(社会福祉法第107条、第108条)

45